

環廃産発第050812003号
平成17年8月12日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

行政処分の指針について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成13年5月15日付け環廃産第260号をもって通知した「行政処分の指針について（通知）」について、その発出から4年が経過し、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第93号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）等が施行されたことを踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「行政処分の指針」を取りまとめたので通知する。（なお、本通知の発出時点において、平成17年法律第42号は未だ全部施行されていないが、本通知においては同法による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。また、今後おって発出する予定である同法の施行に係る環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知も併せて参考とされたい。）

おつて、平成13年5月15日付け環廃産第260号本職通知「行政処分の指針について（通知）」は廃止する。

は弁明の機会の付与の手続は不要であること。

(2) 命令書の送達

命令書は、民事訴訟法第1編第5章第4節の規定を類推適用し、次に留意の上被処分者に確実に送達されたいこと。

- ① 法人である被処分者に命令書を送達する場合には、法人の代表者に対して行うのを原則とするが、代表者の所在が確知できないなど送達を実施することが困難な場合には、その他の役員に対して確実に送達を実施すること。
- ② 法人が破産宣告を受けた場合には破産管財人に、清算中の場合には清算人に対して送達を行うこと。
- ③ 被処分者に対して直接命令書を交付して送達できない場合には、被処分者と一定の関係にあり、かつ、送達の意義を理解し、命令書を被処分者に交付することが期待できる程度のわきまえを有する者（以下「補充送達の受領資格者」という。）に命令書を交付して送達できること。なお、この補充送達を行う場合には、交付した相手方と被処分者との関係を必ず確認し、相手方の受領印を求めるなど記録の作成に努めること。補充送達の受領資格者は、被処分者の使用人その他の従業者、同居者などであるが、「使用人その他の従業者」には、法人の営業所に勤務する事務員など被処分者に使用されている者も含まれること。また、「同居者」とは、被処分者と同一家屋内で生活を共にしている者をいうこと。
- ④ 被処分者又は補充送達の受領資格者が、受領を拒否した場合には、送達すべき場所の玄関内、郵便受箱などに命令書を置いて送達することができる。なお、この差置送達をする場合には、複数の職員でこれを実施し、送達された様子を写真撮影するなど記録の作成に努めること。
- ⑤ 補充送達又は差置送達により送達することが困難と認められるときは、命令書を被処分者の住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」という。）にあてて配達証明郵便により送達することができる。また、被処分者の住所等が明らかでない場合には、送達すべき命令書の名称、被処分者の氏名又は名称及びいつでも命令書を交付すべき旨を都道府県又は被処分者の住所地の簡易裁判所の掲示場などに掲示することにより送達することができる。

第8 措置命令（法第19条の5）

1 趣旨

- (1) 都道府県知事は、処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるように命ずることができることから、これらの者による不適正な処分を把握した場合には、速やかに命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を防止し、又は除去されたいこと。なお、この場合において、処理基準に違反する状態が継続している（不法投棄の場合であれば、

廃棄物が投棄されたままの状態が継続している。) 以上、いつでも必要に応じ命令を発出することができること。

- (2) 法第19条の5は、「命ずることができる」と規定されているところ、同条は生活環境の保全を図るため都道府県知事に与えられた権限を定める趣旨であるから、不適正処分された産業廃棄物の種類、数量、それによる生活環境の保全上の支障の程度、その発生の危険性など客観的事情から都道府県知事による命令の実施が必要とされている場合に、合理的根拠なくしてその権限の行使を怠る場合には、違法とされる余地があること。

2 要件

(1) 処分者等

- ① 命令の対象は、現に処理基準に適合しない廃棄物の処分を行った者（以下「処分者」という。）であって、処理基準が適用される者であるか否かを問わないこと。
- ② 同条第1項第1号の「処分を行つた者」とは、まず第一に実際に不適正処分を行つた個人をいい、不適正処分を直接行つた従業者等は勿論、不適正処分を指示し、あるいはこれを黙認するなど帰責性の存する個人事業主等も当然含まれること。また、法人の場合は、不適正処分を指示した役員、不適正処分が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかつた役員、取締役会で不適正処分に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、不適正処分への関与が認められる役員等がこれに該当すること。次に、例えば、特定の役員に会社業務一切を任せきりにし、その者による業務執行になんら注意を払わず、その結果それらの者による不適正処分を見過ごすに至つた場合の代表取締役のように、その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不適正処分を招いたものと認められる取締役、監査役等の役員も「処分を行つた者」として命令の対象となり得ること。そして、不適正処分が法人又は個人事業主の従業者等によりその業務として行われた場合には、法人又はその個人事業主にもその責任を負わせるものであること。したがつて、不適正処分が法人又は個人事業主の業務として行われた場合には、不適正処分を行つた個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等も含む）と、法人又は個人事業主の双方に命令が行い得ること。なお、法人又は個人事業主の業務として行われた場合とは、従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいうこと。また、命令の時点では法人の役員を辞任していた者についても、不適正処分がなされた当時に個人としてこれに関与していた場合は勿論、役員在任当時、職務を行うにつき悪意又は重過失が認められ、そのために不適正処分を招いたものと認められるのであれば、命令の対象者に該当し得ること。
- ③ 命令の対象者たる法人につき解散手続が開始された場合であつても、清算手続又は破産手続が終了するまで当該法人は存続するものであるから、当該法人は命令の

対象者となり得ること。また、当該法人の解散後も引き続き個人の責任追及を行うこと。

- ④ 同条第1項第4号に該当する者には、不法投棄などを斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者（後記4の(1)②参照）、無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、無許可業者に対して資金提供を行っていた者など、他人の不適正処分に関与した者が広く含まれるものであること。なお、本号にいう「当該処分等をする」とは、一定の作為が行われた時点のみと解するのではなく、行為者の作為又は不作為により、処理基準に違反する状態が継続している場合を含む概念であることから、処分状況を知りつつ土地を購入し特段の理由なく違反状態を認容・放置した者など、処理基準違反の状態を容易にし、又は継続した者も「当該処分等をした者又は当該処分等をすることを助けた者」に該当し得ること。
- ⑤ 法第19条の5の命令の対象者が複数存する場合において、法は、措置命令を発出する順位について特段の定めを置いておらず、必ずしも不適正処分を実行した者に対する措置命令を先行させなければならないものではないこと。したがって、不適正処分を実行した者が所在不明になっている場合であっても、委託基準違反等違法性が認められる排出事業者、処理業者等に対しては積極的に措置命令を発出すべきものであること。

(2) 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

- ① 「生活環境」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。
- ② 「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。
- ③ このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。

(3) 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程